（別記様式５）

自動車運転代行業行政処分票

被処分者	認　定　番　号	佐賀県公安委員会　第 337 号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	しんえい運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	佐賀市
処 分 年 月 日		令和８年 10 月 23 日
処　分　内　容		指示
処　分　理　由		受託運転自動車に対する損害賠償措置が講じられていない随伴車両を使用して自動車運転代行業を行ったことが判明したため。
根　拠　法　令		・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条 ・同法第 22 条第２項
処分を行った都道府県		佐賀県